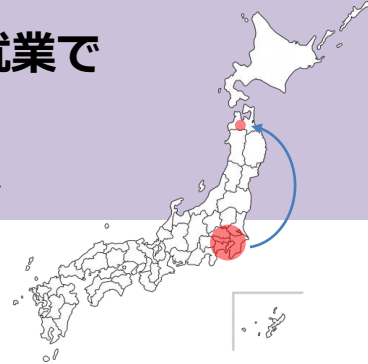




東京圏から弘前市への移住・就業で 移住支援金を交付します！

～ 弘前市東京圏Uターン就職等支援金のお知らせ ～



東京23区に5年以上在住または通勤している方が、市内へ居住し、県内企業へ就職等をした際に、移住支援金を交付します。

交付額 **100万円** (単身の場合は60万円)

※18歳未満の子どもと一緒に移住される場合、子ども1人あたり30万円または100万円が加算
(注：交付対象者や18歳未満の子どもの移住時期によって金額が異なります。)

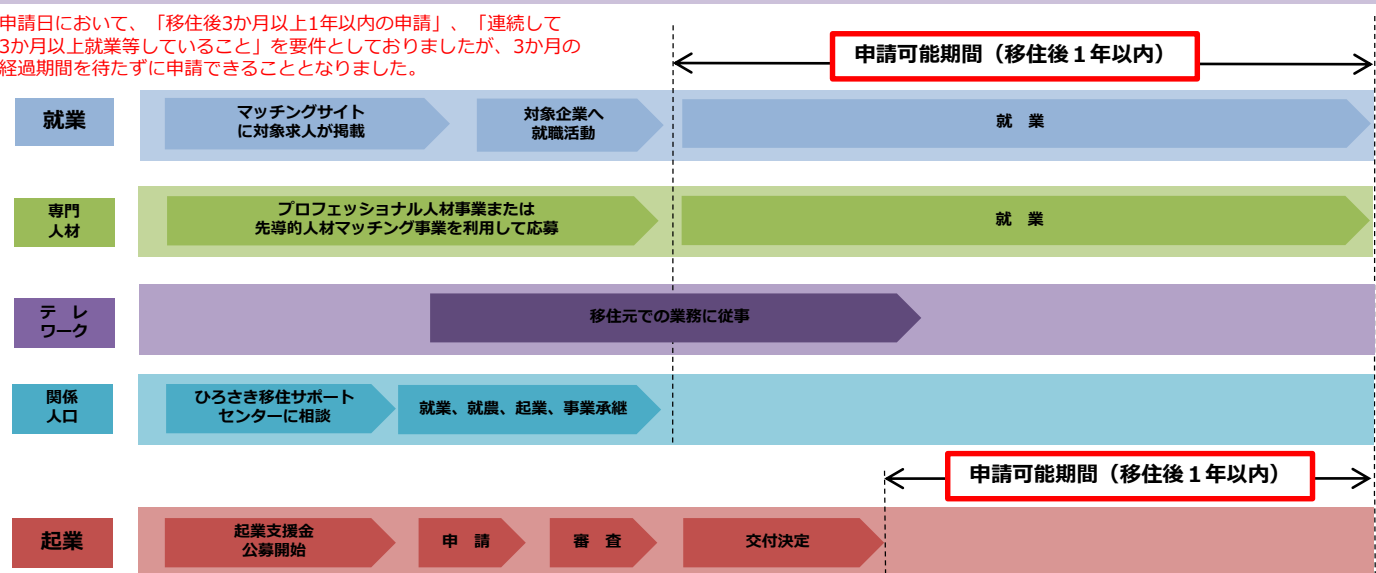
交付対象者

直近10年間のうち通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区に在住していた方または東京圏から東京23区に通勤していた方で、次のいずれかに該当する方が交付対象となります。

就業	青森県が運営するマッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の交付対象として掲載されている求人に応募し、新規で就業した方。
専門人材	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
テレワーク	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。
関係人口	次のすべてに該当する方。 (1) 移住時の年齢が40歳未満であること。 (2) 過去に弘前市に1年以上在住していたことがあること。 (3) ひろさき移住サポートセンターの相談者の移住であることを、当該センターが作成する相談記録から特定できること。 (4) 就業、就農(別途要件あり)、起業、事業承継すること。
起業	あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を受けた方。

申請可能期間 ※次に該当する期間内に申請をお願いします。

申請日において、「移住後3か月以上1年以内の申請」、「連続して3か月以上就業等していること」を要件としておりましたが、3か月の経過期間を待たずに申請できることとなりました。



※ **令和5年12月28日(木)が申請期限** となりますのでご注意ください。



商工部商工労政課雇用支援係 TEL 0172-35-1135/FAX 0172-35-1105
企画部企画課人口減少対策担当 TEL 0172-40-7121/FAX 0172-35-7956
ひろさき移住サポートセンター東京事務所 TEL 03-6256-0801/FAX 03-6256-0802

移住支援金の対象とならない県外からのUターンの場合、「**Uターン就職等支援金**」が該当する可能性があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。